

A
PUZ

オーストリア
技術検査協会

機械・持ち上げ・搬送技術
機械・機器安全専門領域

公認検査・監視。証明機関
登録団体 0408

EC 指令 98/37 に基づく適合性調査に関する
鑑定書／証明書
TUV-AM/MHF/MG05-03480

申請者： **Hilber Technic Cooperation GmbH**
ヒルバー技術有限会社
オーストリア、シュタイナッハ（郵便番号 A-6150）
製造者： **Hilber Technic Cooperation GmbH**
ヒルバー技術有限会社
オーストリア、シュタイナッハ（郵便番号 A-6150）

機械の種類： 太陽光発電装置

製造モデル／型式 **Solonmover M06**

検査対象となったシリーズ番号： **D2005000045.001**

記述 この機械は太陽エネルギーを電気エネルギーに変換する。

TUV オーストリアの住所：
A-6020 Innstbruck, Resselstrasse 18, 電話 043/o512/341357, Fax -8605

検査の基礎： EC 指令機械 98/37(MSV,BGBl, 306/1994 の現行版に相当)
EN ISO 12100, EN 294, EN 349, EN 811, EN 953, EN 954-1, EN 1088
EN 60n04-1/97(Pkt.5,6,7,10)

検査： 技術資料の検査
EN 1050 によるリスク分析
実践的な機能検査
操作マニュアルの検査

注： 電気エネルギーを生産するソーラーセルは検査の対象ではなかった。
実施した鑑定には、製造物責任法の意味での無欠陥性に関する検査は含まれていない。

判定もしくは判定希望に関する出発点：
機械は生業（手工業）もしくは工業的環境で使われる。
機械は最終消費者のための製品である。
稼動は特別な教育を受けた操作員によってのみ行われる。

結果：
試験もしくは検査の結果、上記の機会は 1998 年 7 月 23 日の EC98/37 指令が定める基本的な安全性要求に相当する。この鑑定書の基礎は試験に提供された見本の機械と技術的な資料だった。機械の CE 標識番号と一致している（量産型）型式は、上記の指令の意味で、統一性を遵守するためのメーカーにおける対策が講じられている。

3 頁

確認された差異：
検査した機械ならびに技術資料は、どの点においても機械に関する EC 指令の諸要求から逸脱していなかった（付属文書 I、もしくは VI）

安全性に関する注意：
この機械の運転は残余のリスクもしくは危険を伴う。メーカーの操作マニュアルを遵守し（この点に関しては目的にかなった利用、オペレーターの資質、安全性に関する注意書き、必要な作業員保護装置）、施設運営者の操作指示、それぞれの国の事故防止規則を、操作員が守ることが絶対に必要となる。安全性に悪い影響を与えるような作業方法はしてはならない。

発行日時

インスブルック、2005年6月22日

検査所

機械・持ち上げ・搬送技術

機械・機器安全性

検査員

エンジニア ローラント・ガットリンガー

検査員

エンジニア ヴァルター・ヴォールファーラー